

情報公開・個人情報保護審議会 報告事項

件名	地域支え合いのまちづくり普及啓発シンポジウム及び関連講座の運営業務の委託について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部地域包括ケア推進課）

事業の概要

事業名	地域支え合いのまちづくり普及啓発シンポジウム及び関連講座の運營業務委託
担当課	地域包括ケア推進課
目的	地域包括ケアシステムを推進する上で、地域における介護予防や生活支援が不可欠となる。今後、地域の高齢者の居場所、見守りの拠点として、住民主体で介護予防体操や交流を行う「通いの場」を区全域に増やしていくため、地域支え合いのまちづくり普及啓発シンポジウム及び関連講座を実施する。
対象者	(1) シンポジウム 区内在住・在勤・在学で、地域において「通いの場」等を実施している活動者及び、新たに「通いの場」等を立ち上げたいと考えている方。もしくは興味のある個人または法人。 (2) 関連講座 区内在住・在勤・在学で、地域において「通いの場」等を実施している活動者及び、新たに「通いの場」等を立ち上げたいと考えている方。
事業内容	<p>地域における支え合いのまちづくりの重要性を一般区民にも広く普及啓発するとともに、現在の活動者同士や新たに活動を立ち上げたい方が交流し、ネットワークを作るため、シンポジウムを開催する。</p> <p>また、シンポジウムに加え、関連講座を実施することにより、既存の「通いの場」の運営団体が活性化するよう支援すると共に、新たな参加者が活動を立ち上げる契機とする。</p> <p>本事業は、地域包括ケアシステム推進分野において、地域の活動団体の支援やネットワーク作り、地域活動の担い手養成等に高い専門性と経験を要する事業であることから、豊富なノウハウと経験を備えた事業者に委託し、実施する。(個人情報の流れは資料23-1のとおり)。</p> <p>1 地域支え合いのまちづくり普及啓発シンポジウム (1回/定員200名)</p> <p>(1) シンポジウムの企画、運営、開催</p> <p>【シンポジウムプログラム】</p> <p>紐 著名人による基調講演</p> <p>紐 講演者、活動者、事業者代表によるパネルトーク</p> <p>紐 活動者と傍聴者のグループ交流会</p> <p>(2) シンポジウムのチラシ作成、申込受付及び返信 (はがき、FAX、事業者作成のインターネット申込みサイト及びフォーム)</p> <p>2 関連講座</p> <p>(1) 既活動者向け講座 (全2回/定員: 20団体40名)</p> <p>ア 講座の企画、運営、開催</p> <p>イ 講座のチラシ作成、申込受付、通知 (はがき、FAX、事業者作成のインターネット申込みサイト及びフォーム)</p> <p>(2) 新規活動者向け 活動スタート講座 (全4回: 定員30名)</p> <p>ア 講座の企画、運営、開催</p> <p>イ 講座のチラシ作成、申込受付、通知 (はがき、FAX、事業者作成のインターネットサイト及び申込みフォーム)</p> <p>3 アンケートの実施、集計及び分析</p> <p>本事業終了後に、効果を検証するために、個人情報を含まない、質問項目のみの紙面によるアンケートを実施し、集計・分析を行う。</p> <p>4 実績報告</p> <p>本業務終了後、1及び2の実績報告を作成する。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託
(第14条第1項)・・・報告事項

**件名 地域支え合いのまちづくり普及啓発シンポジウム及び関連講座の運営
業務の委託について**

保有課(担当課)	地域包括ケア推進課
登録業務の名称	地域支え合いのまちづくり普及啓発シンポジウム及び関連講座の運営業務
委託先	株式会社エンパブリック ※…「申込サイト・メール等を活用した業務委託に係る受託事業の要件」 を満たす事業者であることを確認済み。
委託に伴い事業者処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	【シンポジウム及び関連講座申込者に係る情報項目】 氏名、住所、電話番号、参加区分(区内在住、在勤、在学)、 参加希望日(講座のみ)、メールアドレス(※1)、FAX番号(※2)、 参加結果、アンケート回答内容、託児の希望の有無 ※1…申込フォームによる申込者のみ ※2…FAXによる申込者のみ
処理させる情報項目の記 録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及び委託先が使用するサーバ)
委託理由	本事業のシンポジウム及び講座の実施には、地域包括ケアシステム推進分 野において高い専門性が必要であり、事業を効果的・効率的に実施するため、 豊富な知識とノウハウを有する事業者へ委託する。
委託の内容	1 地域支え合いのまちづくり普及啓発シンポジウム 2 関連講座 3 アンケートの実施、集計及び分析 4 実績報告
委託の開始時期及び期限	令和元年9月2日から令和2年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務 委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュ リティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記す る。 2 委託に当たり収集した個人情報は、全て紙または電子データにて区に提 出させるとともに、申込サイトシステム内で収集した個人情報は募集終了 時に消去し、またパソコン上のデータはシンポジウム及び講座終了後に消 去したうえ、消去したことを区に報告させるよう指導する。 3 委託先に、業務従事者への個人情報の取扱いに係る研修等の状況を確認 する。 4 必要に応じて、委託先の個人情報の管理・保管状況を立入り検査し、確 認する。 5 区は、委託先が取得した個人情報について、参加者に示した目的外で利 用することがないように委託先に指導する。 6 参加者にメールを送信する際は、専用アカウントを使用し、送信先のメ ールアドレスをBCCに設定させるよう指導する。

	<p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先のパソコン、委託先が使用するサーバ、申込サイトを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせるよう指導する。 2 委託先のパソコン、委託先が使用するサーバ、申込サイトは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、ファイア・ウォールやアクセス制御等による保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させるなどの対策を徹底させるよう指導する。 3 委託先のパソコン、委託先が使用するサーバ、申込サイトは、ログを記録・管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底させるよう指導する。 4 申込の返信メール送信時には、自動返信機能を使用させる。 5 電子メール等により、事業者から区に個人情報を含む情報を送信する際は、個人情報を含む添付ファイルにはパスワードを付与するとともに、パスワードは、ファイルを添付したメールとは別メールで通知する等の対策を講じるよう徹底させ、電子メールの誤送信等による情報漏えいを防止させるよう指導する。 6 申込者情報が記載された電子データは、常時パスワード設定をさせるとともに、電子データの取扱者を限定させるよう指導する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 セキュリティ責任者、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 紙媒体の個人情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 3 別紙特記事項に記載の内容及び新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について、委託業務に従事する全ての従業員に指導させる。 4 委託に当たり収集した個人情報は、すべて区に提出させるとともに、申込サイトシステム内で収集した個人情報は募集終了時に消去し、またパソコン上のデータはシンポジウム及び講座終了後に消去したうえ、消去したことを、区に報告させる。 5 専用アカウントを使用した電子メール送信時には、複数名で送信先・送信内容・添付ファイルを確認させ、送信後に区に報告させる。 6 個人情報を持ち出す場合には、個人情報事故対応マニュアル内、個人情報を持ち出す場合のチェック項目内容（持ち出し確認票により管理、持ち出し中は鞆等と身体と直接結びつけておく等）を遵守するよう指導する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先のパソコン、委託先が使用するサーバ、申込サイトを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 2 委託先のパソコン、委託先が使用するサーバ、申込サイトは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、ファイア・ウォールやアクセス制御等による保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させるなどの対策を徹底させる。 3 申込者情報を記録したデータベースは、ファイア・ウォールの内側に置き管理させる。 4 委託先のパソコン、委託先が使用するサーバ、申込サイトは、ログを記録・管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。 5 電子メール等により、事業者から区に情報を送信する際は、個人情報を含む添付ファイルにはパスワードを付与するとともに、パスワードは、ファイルを添付したメールとは別メールで通知する等の対策を講じるよう徹

	<p>底させ、電子メールの誤送信等による情報漏えいを防止させる。</p> <p>6 参加者にメールを送信する際は、専用アカウントを使用し、送信先のメールアドレスをBCCに設定させる。</p> <p>7 申込者情報が記載された電子データは、常時パスワード設定をさせるとともに、電子データの取扱者を限定させる。</p>
--	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。